

お知らせ

起業者（さいたま市）が進めている「さいたま都市計画道路事業3・3・94号南大通東線」について、平成19年10月5日埼玉県告示第1459号に基づき事業を実施することになりましたので、都市計画法及び土地収用法の規定により下記のとおりお知らせします。

記

1 事業地

(1) 収用の部分

埼玉県さいたま市大宮区天沼町二丁目地内

(2) 使用の部分

なし

(注) この土地を表示する図面は、さいたま市建設局土木部道路計画課
又はさいたま市建設局北部建設事務所道路建設課でご覧ください。

2 建築等の制限について（都市計画法第65条）

平成19年10月5日以降、事業地内の土地建物等について、土地の形質の変更、建築物や工作物の建設、移動の容易でない物件の設置や堆積を行おうとする場合は、さいたま市長の許可が必要となります。

3 土地建物の売買の制限について（都市計画法第67条）

土地建物等を有償で譲渡する場合には、事前に買い主や予定金額等を起業者に届け出て下さい。また、その届け出後30日以内は売買が行えない等、都市計画法上の制限がありますので留意してください。

4 土地所有者及び関係人が受けることができる補償について

土地所有者は土地に対する補償金を、土地に関する所有権以外の権利を持っている者はこれらの権利に対する補償金を、建物等の所有者などは移転に必要な補償金を、補償基準に基づきそれぞれ受け取ることができます。

5 土地価格の固定について

事業地の土地価格は、平成19年10月5日から固定されることになりました。ただし、事業施行期間中は、一年ごとに土地価格が見直されます。

6 裁決申請の請求・補償金の支払請求・明渡裁決の申し立てについて

土地所有者及び土地に権利を有している関係人は、自分が権利を有している土地について、裁決申請の請求及び補償金の支払い請求を行うことができます。また、土地所有者及び関係人は、明渡裁決の申立てを行うことができます。

7 パンフレットの配布について

補償に関する詳しい内容については、パンフレットに記載されていますので、必要な方はさいたま市建設局北部建設事務所用地課にお問い合わせください。

8 問い合わせ先

《事業計画に関すること》 さいたま市建設局土木部道路計画課

電話：048-829-1498 FAX：048-829-1988

《工事に関すること》

さいたま市建設局北部建設事務所道路建設課

電話：048-646-3212 FAX：048-646-3266

《用地補償に関すること》

さいたま市建設局北部建設事務所用地課

電話：048-646-3218 FAX：048-646-3269

